



# 募集します！

## 子どもの権利に関するイベント企画

(市民企画事業)

11月20日はかわさき子どもの権利の日

### 11月20日は「かわさき子どもの権利の日」

これは国連で「子どもの権利条約」が採択された日にちなみ、「川崎市子どもの権利に関する条例」により定められたものです。子どもの権利について広く知ってもらうため、この日の前後1カ月に市と市民の皆さんとでさまざまな事業を実施していきます。

### 子どもの権利に関するイベント企画（市民企画事業）

「かわさき子どもの権利の日（11月20日）」前後1カ月の期間に、子ども・子育て支援や子どもの権利に関するイベント（講演会、コンサート、ワークショップ、プレーパークなど）を実施する団体を募集しています。詳細は、お気軽にお問合せください。

対象団体：川崎市内に活動拠点があり、地域に根ざした活動をしているNPO法人及び市民グループ

募集数：20団体程度〔選考あり〕

事業実施期間：11月20日前後1か月以内（10月中旬～12月中旬）

- ◆ 事業実施にかかる経費（会場費、講師謝礼、広報費等に1団体18,000円を限度、審査あり）を支援します。また公共施設でのチラシ配布等広報のお手伝いもします。
- ◆ 昨年度の企画例…講演会やワークショップ、読み聞かせ、コンサートなど。
- ◆ 各団体1名、会議（年1～2回）に参加をしていただきます（交通費の支給あり）。

**募集期間 令和4年5月9日(月)～6月6日(月)**

(締切日必着)

「子どもの権利条例」については、こちらをご覧ください。

川崎市 子どもの権利条例

検索



\* 申込書は裏面にあります。応募された方へは詳細資料をお送りします。

## 子どもの権利に関するイベント企画（市民企画事業）申込書

## 〈応募方法〉

申込書の欄にすべて記入の上、下記連絡先まで持参・郵送またはFAXでお申し込みください。  
インターネットから申し込む場合は、市ホームページ申込フォーム（市トップページ→市政情報→平和・人権・交流→子どもの権利施策→かわさき子どもの権利の日事業について）からお申し込みください。（締切日：令和4年6月6日必着）

団体名： \_\_\_\_\_

担当者のお名前： \_\_\_\_\_（ふりがな）

連絡先住所：〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

• 企画事業の名称 \_\_\_\_\_

• 実施時期 令和4年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（上旬・中旬・下旬）

\* 令和4年10月中旬～12月中旬の事業を記入してください。

\* 未定の場合は、空欄でも結構です。

\* 申込み受付後、団体の活動実績資料等を提出していただきます。



〈問合せ・申込み先〉 かわさき子どもの権利の日事業事務局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

こども未来局青少年支援室 子どもの権利担当

電話 044 (200) 2344 FAX 044 (200) 3931

メール [45sien@city.kawasaki.jp](mailto:45sien@city.kawasaki.jp)\* 持参の場合は「川崎市川崎区東田町5-4 第3庁舎14階  
こども未来局青少年支援室」へお持ち込みください。